君色の、意見を示せ、投票で。

愛媛県知事選挙

投票日 11/20(日)

告示日11/3(木)　期日前投票 11/4(金)～11/19(土)

町内どの投票所でも投票できるようになりました

期日前投票所

地区	開設場所	開設時間
弓削	弓削総合庁舎	8時30分～20時
岩城	岩城総合庁舎	8時30分～20時
生名	生名総合庁舎	8時30分～20時
魚島	魚島総合庁舎 ※11/8は 高井神公民館	8時30分～18時 ※高井神公民館は 10時～16時

※11/10～11/11に弓削高等学校及び弓削商船高等専門学校で移動投票所を実施

問い合わせ：上島町選挙管理委員会
☎0897-77-2500

当日投票所

地区	投票区	開設場所	開設時間
弓削	第1	弓削保健センター	7時～20時
	第2	弓削総合庁舎	7時～20時
	第3	弓削開発総合センター	7時～20時
岩城	第4	岩城総合庁舎	7時～20時
	第5	岩城北集会所	7時～20時
生名	第6	生名総合庁舎	7時～20時
	第7	生名保健センター	7時～20時
魚島	第8	魚島総合庁舎	7時～17時

投票所来場証明書を配布します

上島町選挙管理委員会では、今回の愛媛県知事選挙から、投票所への来場を証明するカード型の投票所来場証明書を作成し、各投票所で配布します。投票所に来場された方で、希望される方はご自由にお取りください。
※カードのデザインは変更する可能性があります。

最低賃金改正のお知らせ

改正後の愛媛県最低賃金
1時間　853円

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、十月五日から施行することとしました。

この決定により、十月五日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間　853円以上としなければなりません。

次の点についてご留意ください。

・愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

●問い合わせ
愛媛県労働局賃金室
☎089-935-5205
今治労働基準監督署
☎0898-32-4560

11～12月は、「一斉滞納整理強化期間」です。

地方税の公平・公正を確保し、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、令和4年11～12月を「一斉滞納整理強化期間」とし、愛媛県内の全市町、愛媛県および愛媛地方税滞納整理機構が一丸となって、滞納整理の強化に取り組むこととなりました。

上島町でも、催告書送付や電話による納税指導、滞納者の財産等の差押を行います。払い忘れの税金等ある場合は、お早めにお納めください。
※納期を過ぎると督促料や延滞金が発生します。

納税についてご相談がある場合には、上島町各総合支所窓口までお願いします。

●問い合わせ
弓削総合支所　住民課
☎77-2503
生名総合支所　町民生活課
☎76-3000
岩城総合支所　町民生活課
☎75-2500
魚島総合支所　町民生活課
☎78-0011

差押不動産の合同公売会を実施します

11・12月は「市町村税・県税一斉滞納整理強化期間」です

●日時　11月24日(木)
午後1時から

●実施場所　松山市南堀端町2-3
リジェール松山　7階
ゴールドホール

●問い合わせ
愛媛地方税滞納整理機構
松山市一番町四丁目1番地2
愛媛県自治会館4階
☎089-913-5800
http://www.ehime-kikou.jp/

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により中止することもあり、その場合は各機関のホームページでお知らせする予定です。

今治税務署からのお知らせ

●非常勤職員募集
雇用期間　令和5年2月1日(水)～3月31日(金)までの間で、当署が指定した期間
勤務時間　平日8時30分から17時までのうち4時間30分、5時間5時間15分または6時間15分のいずれか
対　象　高校卒業程度の知識を有する方
選考方法　面接（履歴書が必要）
賃　金　900円（時給）
※法律の改定により変更となる場合があります。

●問い合わせ　今治税務署総務課
☎0898-32-6100（代表）
※募集人員に達した時点で募集を終了します。

年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆さまへ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、**これらのパンフレットの一律送付は取りやめ、代わりに改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付**することになりました。

なお、給与所得等の所得税徴収高計算書（納付書）や法定調書などについては、引き続き、給与支払のある個人事業者や法人の方に対して、送付を行います。

年末調整等に関するパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載していますので、こちらをご利用いただきますようお願いします。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

今治税務署